

が、内容は市民にも市議にも黒塗り。

以下2点質問する。

・竹中工務店に対して

名古屋市が文化庁訪問時に名古屋市作成した議事録について、中身は見たか。中身を見た場合、どのような中身で、どのような感想か。

特に「はね出し架構」について文化庁はなんとおっしゃっていて、どうお考えか。

・名古屋市に対して

現時点で、文化庁を訪問した際の議事録を公開するおつもりはあるか。ないというなら、公開しない理由と、これまで市民に説明していないこと、今回の説明会でも説明できないというのはなにが書かれているのか。

竹中工務店 議事録確認していないことを認める

竹中工務店は「今の質問ですが、文化庁さんに対しての名古屋市さんが協議をした議事録、そういったものを竹中工務店は確認しているかというご質問ですけれども、確認はしておりません。」と回答し、会場全体から「えー」という声が上がりました。

続いて、西野輝一・名古屋城総合事務所所長は「今ご質問いただきましたが、情報公開していない書類につきましては、現在、文化庁とは事業の進捗、それから許可を受けるということに向けてですね、協議を行っている。そういう段階ということですので、今日の説明会は事業の進捗状況をご説明するということでご説明しておりますけれども、今のご指摘になった部分につきましては、まさに協議中という段階のものでございますので、現時点で公開することはできない。そういうふうに考えております。」としました。

竹中にも隠す、「文化庁の指摘事項」とはなにか

2018年10月に文化庁復元検討委員会の許可をめざして、名古屋市長・名古屋市職員が複数回文化庁を訪問してきました。

しかしながら、文化庁から様々な指摘を受けたようで、文化庁は基本計画書の受け取りを拒否しました。

名古屋市と文化庁とのやり取りは、職員による「議事録」に記載されていますが、内容は一切非公開です。

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/181221.pdf>

市長直筆のメモは、当初は黒塗りでしたが、「すでに市長が公の場において発言した内容だ」として公開されました。

・当初開示された市長のメモ(黒塗り)

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/180905.pdf>

・開示された市長メモ

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/181101.pdf>

名古屋市と基本協定を結んだ竹中工務店は、当然名古屋市の上記「議事録」を確認した上で、今後の進捗について協議しているものだと推測していましたが、今回の発言で正反対だったことが判明しました。

名古屋市が、市民や議会に議事録の内容を公開しないのと、基本協定を結んだ上で、基本設計・実施設計・木材調達の契約を名古屋市と結んでいる竹中工務店に公開しないのとは全く意味が異なります。

名古屋市と竹中は既に決裂？

名古屋市は木造復元事業を進めるつもりが本当にあるのか？

名古屋市と竹中工務店の関係がすでに決裂しているのではないかとも思えます。

今後も市民向け説明会・シンポが開催されます。ぜひご参加下さい。

【市民向け説明会】

- ・1/19(土)14時～(中区役所ホール)
- ・1/22(火)18時半～(瑞穂文化小劇場)
- ・1/23(水)18時半～(緑文化小劇場)
- ・1/25(金)18時半～(東文化小劇場)

【シンポジウム】

・1/27(日)14時～ 木造復元シンポジウム(鯉城ホール)

<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000112541.html>

名古屋市民オンブズマン 名古屋城問題ページ

<http://www.ombnagoya.gr.jp/tokusyuu/goten/index.htm>

名古屋城天守閣木造化

問題山積で2022年12月完成は絶望的も

市長は計画通りやると繰り返すのみ

河村たかし名古屋市長が2022年12月完成をめざして強引に押し進めてきた名古屋城天守閣木造化ですが、目標としてきた2018年10月文化庁文化審議会の許可取得断念表明で、市は早急な計画の見直しを迫られています。2019年4月名古屋市議選を控え、スケジュール変更を河村市長は言い出せない、という政治状況があるとの見方があります。

収支・石垣・法令遵守・意義・情報公開それぞれ難題ばかり

建設費用だけで505億円、利子100億円、維持費を含めると今後5年間で約940億円の名古屋城天守閣木造化プロジェクト。いずれも極めて高いハードルです。

- ①需要予測・収支計画は妥当か
- ②文化財である石垣保全是可能か
- ③各種法令を遵守できるか(バリアフリー、消防、地震対策)
- ④そもそも現天守を壊して木造化する意義があるのか
- ⑤情報を公開し、市民の意見を聞いているか

愛知県は木造天守に補助実施考えず

18/11/13愛知県議会一般会計・特別会計決算特別委員会で、高木ひろし県議(新政あいち県議団)が名古屋城本丸御殿と名古屋城天守閣復元事業について質問したところ、愛知県は「本丸御殿には県として9.6億円補助を行ったが、名古屋城天守閣木造化は入場料収入等で事業費をまかなうとあり、補助実施は考えていない」と述べました。

石垣部会開催めど立たず 天守閣部会「石垣の何が問題か」

18/11/2石垣部会で、専門家は「天守台石垣は空襲の被熱で弱くなっており、しかも現天守復元時にモルタルを注入したこともあり、はらみが生じている。調査すればするほど、崩壊の危険性が差し迫っていることがわかる」といいます。

一方、天守台石垣最上部まで江戸時代の石が積んである可能性があると名古屋市が認めました。

千田嘉博・奈良大学教授は「現天守を壊す、壊さない、木造天守閣を建てる・建てないにかかわらず、①石垣を保全するは譲れない」「名古屋市でとりまとめた」とされる天守閣復元案の詳細は承知していないが、少なくとも江戸時代の遺構を破壊する基礎構造である『はね出し架構』は断じて認めないし、一般論として文化庁も認めないだろう。現実離れしている。」としました。

一方、18/11/29名古屋市議会本会議で、浅井正仁市議(自民)が次回石垣部会の日程が決まっていなかったとしました。

18/12/20天守閣部会で、古阪秀三・立命館大学客員教授は「石垣部会の議事録を全て読んだ。スケジュールを再検討するだけのワーキングがあってもよい。石垣の何が問題で、天守閣復元とどう関係があるのか。このままでは失敗に近づく。関係があれば解決方法はなにか。発注者支援業務の人も、勇気を持って指摘すべきだ。基本協定を結んだが、だんだん怪しくなってきた。『石垣のはらみ』はいつまでに解決するのか。」

穏便な発言では決着しない。解決するのは石垣部会なのか、市なのか、文化庁なのか。」と迫りましたが、名古屋市ははっきりとは答えませんでした。

バリアフリー説明会は非公開で開催

18/11/15特別史跡名古屋城跡バリアフリー説明会(第2回)が非公開で開催されました。終了後市に問合せ、「木造天守閣の昇降にかかる公募の検討状況」が公開されていたことがわかりました。

技術開発の資金調達の欄には「アイデア審査、実証審査の成績上位入賞者には、融資または補助」とあります。いくらかかるのかわかりませんが、さらに事業費が膨らみます。ただ、なにも決まっていない段階です。市議会が予算を認めるかどうか不透明です。

バリアフリー有識者「2022年までに電動車椅子対応は多分無理」

18/12/28に、特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議(第2回)が開催されました。

議題としては、名古屋城木造天守閣にエレベーターを設置しない基本方針を18/5/30に名古屋市として決めたが、付加設備公募のスキーム案についての案について意見を言ってほしい、というものでした。

しかし、磯部友彦・中部大学教授(交通計画、福祉のまちづくり)は「前回18/4/24に第1回検討会議があったが、そこで述べた意見と、18/5/30方針の関係はどうなっているのか。検討会議が検討して

方針を決めたように思える。私としては納得しない」としました。

さらに、「施設計画はあるが、どう使うかが明確になっていない。来城者の数が見えない。ピーク時どのように動くか。滞在時間は中身で決まる。見積もりがないと開発が難しい。どのような人を対象とするか。安全性、耐久性を確保しないと。しかし機械なので絶対安全は難しい。前回、『階段模型を作れ』と提案したのは、昇降装置の実験設備として提案したのではない。エレベーター付けない場合、普通の人が階段を上れるか確認して欲しいからだ。登れない人はだれか？排除される人が出てくる可能性がある。

また、安全性は誰が確認するのか。福祉機器や昇降機器は検査機関を通さなければ市場に通せない。

評価基準はあらかじめ設定が必要だし、相対的なものでなく絶対的な水準がある。アクセルだけではダメでブレーキがある。最終審査で合格者ゼロの場合はどうするか」と具体的に指摘しました。

三浦正幸・広島大学名誉教授（日本建築史、文化財学）はまず名古屋市に、対象は電動車椅子と一般的な車椅子どちらが対象かと尋ね、両方対応だと市が答えると、「それはおかしい。電動車椅子対応にすると、設備が過重になる。2022年までに開発は多分無理。電動車椅子対応でなければ、2022年までは可能だと思う。電動車椅子については完成年度を下げて別公募にしては」と提案しました。

西野所長「2022年までに完成する見通しが立っていない」認める

バリアフリー検討会議終了後の西野所長の記者会見では、「手動・電動車椅子を問わず、2022年12月竣工までに対策を十分に取れるようにしていかなければいけない。来年度早々には募集条件を固めたい」としました。

記者から「2022年に完成する見通しが立っていない状況だ。机上の空論ではないか」との質問に、「見通しは立っていないが、目指してやっている。それを見据えて

バリアフリーの対策も取っていかうと考えている」としました。

市長「文化庁訪問時の議事録を公開すると大混乱する」

18/11/29名古屋市議会本会議で、浅井正仁市議（自民）は「文化庁との調整内容資料は黒塗りだった。文化庁に行った際の市長のメモは、当初は黒塗りだったが公開された。2022年12月完成を死守する、目指すは嘘や偽りはありませんか。実は何年も遅れるようなスケジュールで文化庁や石垣部会、文石協と調整しているといったことは仮にもないでしょうね。」と質問したところ、広沢副市長は「現時点において完成時期を変更するスケジュールは検討していません。」と答弁しました。

浅井市議は9月25日市が文化庁を訪問した際の議事録メモを市に要求したところ「のり弁」がきたと示し、「本会議等で説明したことと整合性のつかないことがらを記録したことがひょっとしたらあるんでしょうか。どうして市長メモは出せて議事録メモは出さないのか」と疑念を述べました。

河村市長は「自筆のメモは『決定事項』だから出した。他のものは交渉中、折衝中の事項で、情報公開条例で公開しなくてよいとある。これは当然ですけどそんなもん出てまったら大混乱します」と述べました。

市長「文化庁はスケジュールありきではないと言っている」

浅井市議は、「5月の木造復元検討委員会まではスケジュールは見直さないでいいですよ」と念を押したところ、河村市長は「5月がどうのこうのよりも文化庁からスケジュールありきではないと言われておりまして」と述べ、議場からはヤジが飛びました。

浅井市議は、「名古屋市は当初は復元検討委員会を3回の計

画だった。文化庁は3回でも難しいと言っていた。しかし今は名古屋市は1回の計画。本当にやれるのか」と述べましたが、市長からは回答がありませんでした。

名古屋市財政局 11月補正・平成31年度予算要求に木造化関係予算計上せず

名古屋市会平成30年11月定例会に提出された11月補正予算では、9月議会で行う予定だった仮設素屋根見学施設補正予算要求もなければ、穴蔵石垣調査関係の予算要求もありませんでした。11月議会で行う予定だった現天守解体補正予算要求もありませんでした。

上記は平成31年度予算要求にも計上されていませんでした。

2月議会でもどのようになるのかはまったく不明です。

18/6/28時点でのスケジュール案
・18/7中 復元検討委員会に基本計画書を提出 了承予定【まだ】

・18/9 市議会に仮設素屋根見学施設補正予算要求【要求せず】

・18/10中 文化審議会にかけ、了承【まだ】

・18/11中 文化庁の現状変更許可【まだ】

・18/11 市議会でも現天守解体補正予算要求【要求せず】

仮設素屋根見学施設議決【なし】

・18/11月-19/1月 竹中工務店が契約に基づき木材を伐採

【18/11/19-20 アカマツ伐採】

・19/2 市議会でも現天守解体契約議決

・19/11 市議会でも本体工事補正予算要求承認

・20/2 本会議でも本体工事契約議決

・22/12 完成予定

保管料年間1億円も 木材伐採開始

上記5点の課題も全く解決しておらず、名古屋市と文化庁とは2022年12月完成には致命的なやりとりがなされている可能性があるものの、市民にも議員にもまったく公開されていません。

そんな中、契約に基づき、2018年11月～2019年1月に、竹中工務店が木材を伐採中です。2018年11月19日-20日には岩手県の樹齢400年以上のアカツツを伐採しました。仮に完成が2022年12月以降になった場合、木材の保管料は年間約1億円にも及ぶといえます。

史上初！木造化住民 監査請求に名古屋市 監査委員「合議不調」

「名古屋城天守の有形文化財登録を求める会」が呼びかけた158名が名古屋城天守閣木造化の基本設計が完成していないとして市長に対して8億4693万6000円の賠償を求めた住民監査請求で、名古屋市監査委員は18/11/19に「合議不調」の結論を出しました。住民監査請求で合議不調を出したのは名古屋市監査委員始めて以来です。合議不調部分は1点。成果物が18/3/30に竹中工務店から名古屋市に対して提出されたが、それに対して検査確認をしたかどうかです。

・福田・黒川・小川監査委員の判断 事前監査は合理的な手法。1日で検査確認が違法・不当に行われたと判断することはできないと解するのが妥当

・丹羽監査委員の判断 検査確認は、当局の主張するような事前確認を行ったとしても、納品された成果物を1枚1枚詳細に内容確認すべきものであり、この確認を1日で行うことができたとは到底考えられないことから、検査確認が正当に行われたとはいえないと解するのが妥当

「壊すな！名古屋城 天守 木造建て替え はいらない！」住民

訴訟提訴

「名古屋城天守の有形文化財登録を求める会」のメンバー15名は18/12/17に「市長・担当市職員13名は名古屋城木造化 基本設計代金8億4693万6000円を市に返還しろ、実施設計を解除せよ、名古屋城天守閣整備事業を停止せよ」という住民訴訟を名古屋地裁に本人訴訟で提訴しました。

「契約に基づく『成果物』は未完成であり、市長に対し、市に損害賠償ならびにその後の実施設計、木材購入についての事業停止を求める」というものです。

住民監査請求から追加した論点は以下3点

1)「基本設計説明書」はほとんど非公開だが、すでに公開されている文書と同様であり、非公開にする理由はない。

2)河村市長の「指示書」によって、職員が適正な事務を行わなかったのではないかと。

3)名古屋市は、18/3/28に「『基本計画書』は7月に完成予定」としており、18/3/30には未完成ではないかと。

「求める会」事務局の森晃さんは「名古屋城木造化に関しては、バリアフリー、石垣、消防など多数の問題を抱えており、このまま順調に進むとは思えない。にもかかわらず、木材購入を進めており、保管費用が年間1億円かかるという。また、どんな木造天守閣ができるのか市民に公開することなく、寄付を集め続けている。今後住民訴訟で『基本設計』の黒塗り部分を明らかにするとともに、市長や市職員の尋問も求めたい」としています。

進むも地獄、退くも 地獄「全責任は市長 が取る」の効力は？

名古屋市は竹中工務店と基本協定を結んでおり、竹中工務店は「文化庁の許可の見通しが立たないと、工程案は作れない」と拒否しています。

なお、一般的には、工期が延びればその分人件費その他がかかります。

一方、河村市長が「史実に忠

実」と言い続けたため竹中工務店の当初の計画にはあった、エレベーターやガラス張りの避難コアは付けない方針になっています。しかし、これらが「建築基準法同等の安全性」であるとして、日本建築センターの防災評定、総務大臣の認定、名古屋市消防長の同意、名古屋市建築審査会の適用除外を受けられるかは全く未定です。

2015/8/24に河村市長は名古屋市市民経済局長に「2020年7月までに名古屋城を木造化せよ。石垣は後回しでよい。全責任は私が取る」と指示書を出しています。

市職員は、誰一人として2022年12月までに完成するとは思っていませんが、上記指示書があり、基本協定があるため、それを大義名分としています。

今後、どのようになるのか注目したいですし、住民訴訟で名古屋市がどのように反論してくるかも注目です。

「市民向け説明会」 で市に質問・意見を

名古屋城天守閣木造復元市民向け説明会・シンポジウムが以下開催されます。申込不要 無料
上記疑問を直接市にぶつけましょう。

【市民向け説明会】

・1/17(木)18時半～(熱田区役所講堂)

・1/19(土)14時～(中区役所ホール)

・1/22(火)18時半～(瑞穂文化小劇場)

・1/23(水)18時半～(緑文化小劇場)

・1/25(金)18時半～(東文化小劇場)

【シンポジウム】

・1/27(日)14時～(鯉城ホール)

市議会は今後もだん まりか？

これまでチェック機能を果たしてこなかった名古屋市議会は今後もだんまりなのでしょう。4月の選挙の争点にし、態度をはっきりさせたいです。

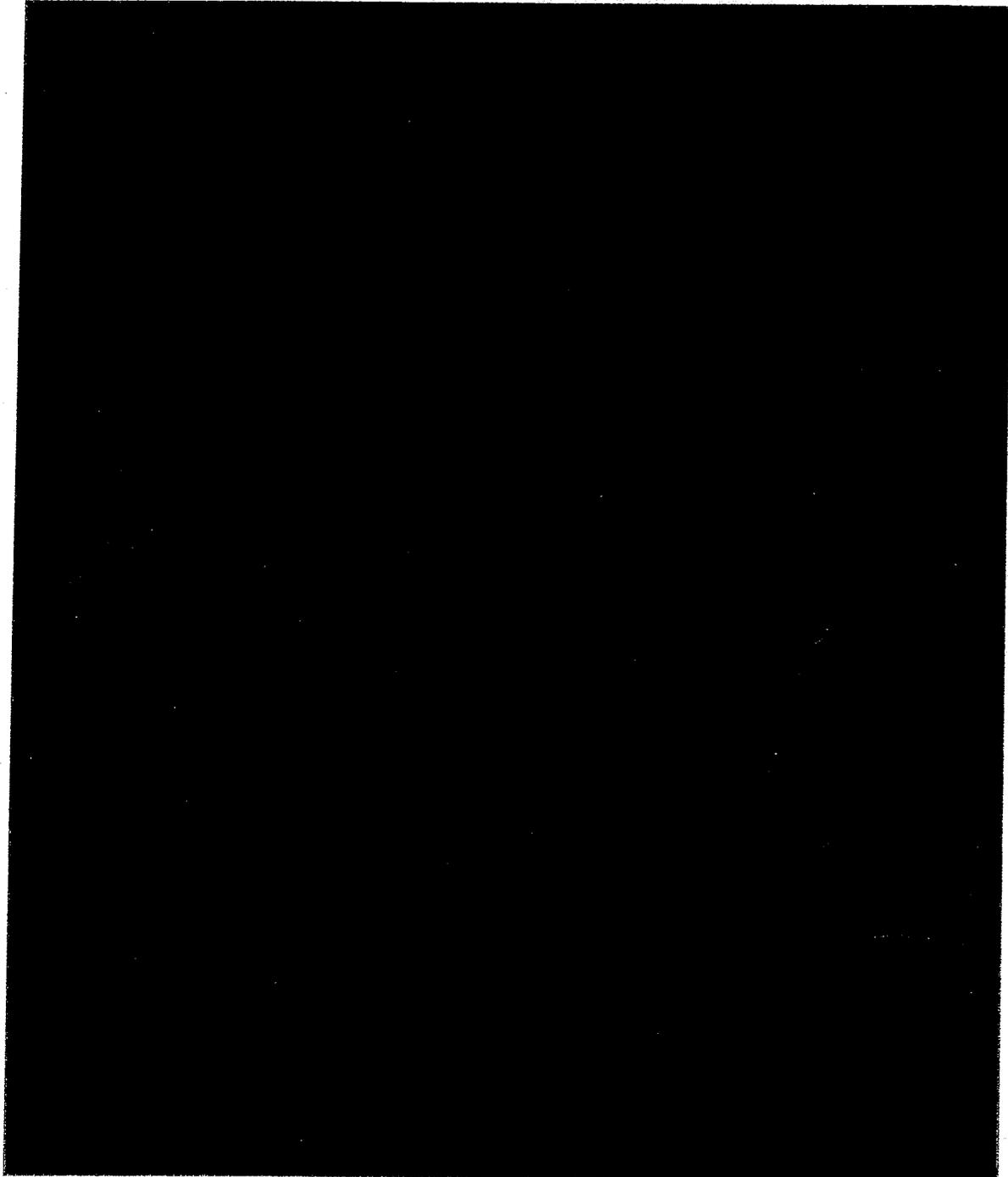
名古屋城木造天守閣の昇降に関する公募スキーム(案)について

公募形式	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に審査する技術コンペ ・国内だけでなく国外の技術者に対して、幅広く提案を募集 								
公募スケジュール	案	案1				案2			
	年度	2019 (1年目)	2020 (2年目)	2021 (3年目)	2022 (4年目)	2019 (1年目)	2020 (2年目)	2021 (3年目)	2022 (4年目)
	イメージ								
	内容	募集	実証審査	実証審査	実用化審査 最優秀事業者選定	募集	実証審査	実証審査 最優秀事業者選定	—
		技術開発開始	実物大階段模型、試作品による審査			技術開発開始	実物大階段模型、試作品による審査		
	メリット	・十分な審査期間を設けることにより、質の高い技術開発が期待できる				・最終審査が試作品とすることによって、企業等の開発費用が抑えられるため、資金力が十分でない中小企業の参加を促すことができる			
	デメリット	・最終審査が実用品となるため、資金力が十分でない中小企業が参加し辛い				・開発途中段階で事業者を決定するため、実用化へのリスクが残る			
	備考	・中間審査で上位入賞しなかったチームも、引き続き次の審査に参加可能。また途中からの参加も可能							
資金調達	・参加事業者による自己調達								
所有権	・参加事業者に帰属								
審査員	・ロボティクスの専門家 ・実業家 ・投資家 ・バリアフリーの専門家 ・名古屋市 ※障害者等利用者の意見も審査に反映させる								

文化庁訪問〈平成30年9月25日（火）面談記録〉

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

応対者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官



一宮市民生委員活動費用弁償費

住民訴訟弁論進展せずも

県全体で画期的改善進展

一宮市民生委員に支払われたとされる実費弁償費のうち、個人に直接支給されるべきところ民生委員協議会経由で支給され、領収書等の裏付けがない119,697千円の返還を求める住民訴訟を愛知県を被告として提訴しました。

平成30年12月26日第2回弁論が行われましたが、一宮市が平成30年11月22日付被告訴訟代理人弁護士南谷直毅氏からの訴訟告知書に対し、「一宮市は補助参加するか対応が決まらない。いつ頃までに対応が決まるかもわからない」とのことで、次回までに被告が出来る範囲で反論するとのことでした。上記理由で次回弁論を平成31年2月20日10時15分に行うことを決めただけで閉会しました。

一宮市の対応が決まらない背景

県が平成30年11月21日付答弁書で、「資金前渡員から各民生委員に交付すべき弁償費が協議会を通じて交付される運用は承知していない」と回答したこと。住民監査請求で県の調査に対し、4月・10月、各連区民生委員協議会の場で「各連区民協の指定口座に振込済です。本件につきましては、委員全員の受領印が必要ですので、本会議終了後に用意しました領収書に押印いただきますようよろしくお願いいたします。」と説明し各民生委押印させていたとの説明ですが、28年度10・11月分の振込は11月30日であり、市の説明から判断すると振込前に押印させていたことになり重要な部分での虚偽の報告があること等で対応が決まらないのではないかと

思われます。【一宮1(4)参照】

住民訴訟とは対照的に、住民監査請求の問題提起に県全体が素早く対応

今回、平成30年7月10日県に住民監査請求を行い、平成30年9月3日付で棄却の通知がありました。通知の中で監査委員は県に対して「疑義のない交付手続きを速かに検討するよう」要望が付されました。このことを受け平成30年9月11日健康福祉部長から各福祉相談センター長に「支払い手続きの改善について依頼が出されました。【一宮2・3参照】平成30年9月18日尾張福祉相談センター長は管内18市町村長に福祉部長の依頼に具体的内容回答例等を添付し、平成30年9月25日回答期限で通達を出しました。

通達効果てきめん

平成30年度上期分支払いより下記改善が行われました。

1. 領収書のフォーマットも改善され書き方も改善された。【一宮4参照】

2. 原則各民生委員に市町村から直接全額支払われた。(5市町村は次回から)

主な改善内容()内は従来内容

◎領収書

①交付月日は民生委員の受領日を記載する(協議会に振込日

を記入)

②領収書の訂正は受領者印で行う(市町村印も可)

③資金前渡員あてになった(県・市は福祉相談センター長と思っていた)

④代理人受取の場合は個別に領収書を発行(連区全員まとめた用紙)

◎民生委員・児童委員活動費用弁償費(以下「弁償費」という)弁償費は資金前渡員が各委員に直接支払うこととし、やむを得ず法定民生委員・児童委員協議会(以下「協議会」という)を通じて支払う場合は、各委員から同協議会会長に弁償費の受領及び交付に関する権限を委任する「委任状」を徴収することになった。(連区協議会経由で全額支払われない場合があった)

尾張福祉相談センター管内では7市町中6市町で改善

平成30年度上期支払いにおいて、平成29年度まで協議会経由で支払っていた一宮【一宮5参照】・春日井・江南・稲沢・尾張旭・清須・扶桑町の7市町の内清須市を除く6市町で直接民生委員に全額支払われるようになりました。清須市においても、各民生委員から民生委員会宛宛に委任状が提出され協議会に一括支払われたのち、各民生委員に全額支払われました。

海部・知多・新城設 楽福祉相談センター 管内6市町村も全て 改善

平成29年度まで協議会経由で支払っていた弥富市・あま市・大治町・飛島村(海部)、武豊町(知多)、豊根村(新城設楽)も平成30年度上期支払いにおいて民生委員に全額支払われるようになりました。

愛知県7福祉相談 センター管内50市 町村全てで実費弁 償費は全額民生委 員に支払い(13市 町村すべて改善

共益的な経費が必要な場合は全額支払った後に各委員の同意を得て徴収ということも伝えられました。【一宮5参照】

画期的な改善も世 間的には改善の緒 についた段階

恐らく20年以上前から、あるいは当初から、これが当たり前と思っていた人達には驚異的出来事かと思いますが、県は弁償費の執行理由で民生委員が日常活動に必要な交通費、通信費等の実費弁償として活動費を交

付するとしております。

一般的に考えれば、平成30年4月～9月までに各民生委員が使用する費用であるから、本来ならば平成30年3月末までに民生委員に支払うのが当然です。それなのに各市町村の県からの振込希望日は犬山市10月1日から春日井市11月28日までと多岐になっており民生委員はお金持ちしかできない等まだまだ問題はいっぱいあります。

全国に繋がること を期待したい

実費弁償費支払い問題は、385千人都市である一宮市の問題が契機となり、尾張相談センター管内、愛知県全体の市町村の改善につながりました。愛知県が今回の問題で調査に協力いただいた、大阪府・神奈川県・埼玉県・兵庫県はもちろん全国に情報を提供し、民生委員が創立100年を超えたこの機会に、時代も大きく変化しており、各民生委員が言われたとおりにするのでなく自由に意見が言え納得して行動できる環境づくりをして、現状に即した民生委員活動をより効率的に行い、国民から信頼される民生委員になる契機にして頂きたいです。

県の対応とは対照 的な、監査委員意 見に対応出来ない 一宮市

本件訴訟とは別ですが、一宮市は一宮社協が低所得者に貸し付けて回収できなくなった不良債権(社協は貸付者に対し債権者の地位にあることを委託契約書で市、社協で確認)約18百万円30年間放置していた欠損処理を議会の承認を得ることなく市が補助金で平成25～34年

に分けさらに当初予算と補正予算に分け補助金で補填をしていた問題に対し、25～27年度間支払い分7,923千円の返済を求める住民監査請求を、平成28年8月25日一宮市に行い、平成30年10月24日付で棄却の通知がありました。通知の中で監査委員は市に対して、市から社協へ過大資金が流失・不能欠損処理額の不確認・疑義の生じる余地のない要綱及び内規の整備・社協決算書が正しく作成されるよう社協を指導・説明責任果たさずの5つの厳しい意見を付けましたがいまだに、ほとんどほったらかしの状況です。

生活資金貸付金 監査委員意見から 現在までの状況

中日新聞は平成28年12月3日独自調査も加え平成28年12月3日付夕刊一面トップ記事で大きく報道。一宮市議会は平成28年12月5日本会議で服部議員がこの問題を厳しく追及、副市長が問題を重く受け止め、既に社協とでこの事務処理の適正なあり方について検討し始めているとのことであつたが進展がないため、名古屋市民オンブズマンは平成29年11月30日発行のタイアップニュース第192号に掲載し、意見に対する遵守と不良債権処理問題の解決を見守ってきましたが未だに解決の気配はありません。尚不能欠損処理は平成28年度から中止されたままで平成26年度以降貸付件数は0ですが市からの貸付原資13万円はそのまま社協に貸付た状態です。

平成31年1月4日監査委員意見関係分に対する進捗状況の情報公開申請をおこないました。

次号タイアップニュースで状況を詳しくお知らせ致します。虚偽の決算報告等で県から過大な交付金を受け取っている連区民生委員協議会もあり問題はまだまだ尽きません。

(一宮市T.O)

別紙

平成30年7月20日愛知県監査事務局監査

1 聴き取り結果【一宮市】

(1) 愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱について

- ・県の要綱以外に、市独自に定めた手引き・マニュアル等はない。事務のやり方は前任者からの引き継ぎを基にして行っている。

(2) 民生委員・児童委員協議会について

- ・民生委員法(第20条)に定める民生委員協議会については、一宮市内では、23連区ごとに設置されている。(宮西、貴船、神山、大志、向山、富士、葉栗、西成、丹陽町、浅井町、北方町、大和町、今伊勢町、奥町、萩原町、千秋町、起、小信中島、三条、大徳、朝日、開明、木曾川町：計23単位民協)
- ・一宮市内の民生委員協議会は月1回(年12回)開催されている。
- ・市職員は、年12回のうち4回(4月、6月、10月、12月)の会議について、23協議会のすべてに出席している。回数が多いので、生活福祉課に限らず、福祉部の職員が分担して、出席している。

(3) 費用弁償費の支払方法について

- ・23協議会の指定する預金口座に、資金前渡員口座から一括して振り込んでいる。県から資金前渡金が振り込まれたら、その月の終わりまでに23協議会に振り込むようにしている。一宮市役所は、三菱UFJ銀行での振込手数料は無料である。
- ・500名以上の民生委員がいるので、個々に現金を手渡したり、個々の委員の口座に振り込むのは、体制として無理である。
- ・口座振込にしているのは、多額の現金を扱うことになることや直接持って行く際、紛失する可能性があるからではないか。大きい協議会では40名以上の委員がいるので、半期分で100万円以上になる。
- ・(昔から在籍している職員に確認したところ、少なくとも)平成11年度には、今と同じようなやり方をしていたようである。こういうもんだと思って、ずっとやってきている。
- ・現実的に、団体である協議会にお願いする方法がベストだと思っている。
- ・事前に会長連絡協議会で各会長に説明をして、さらに各協議会の場でも全委員に説明しているので、各委員に聞かないで会長が勝手に使うことはあり得ない。各委員の個人に渡っていると考えている。
- ・協議会から各委員へ現金をどのように渡しているのかまでは分からない。

(4) 領収書の受領方法について

- ・市職員が出席する4月と10月の民生委員協議会の場で、費用弁償費に関する領収書の押印をお願いしている。23協議会の会議次第、資料や読み原稿は同一のものを用意しており、例えば、平成30年4月開催の協議会の読み原稿では、

「平成29年度 県活動費用弁償費10～3月分の支払いについて」ご説明いたします。これは、委員一人、年額59,000円の内、10月から3月までの6ヶ月分29,500円が県から支給されたものであります。会長の皆さまには文書でお知らせしましたが、3月23日に各連区民協の指定口座に振込み済みです。本件につきましては、委員全員の受領印が必要ですので、本会議終了後に用意しました領収書に押印をいただきますよう、よろしくお願いいたします。」

という同一の説明を23協議会で、全ての民生委員に対して行っている。

- ・協議会の読み原稿の中で、「会長の皆さまには文書でお知らせ」とあるのは、各協議会長宛てに、一宮

- ・市生活福祉課長から、指定口座に振り込む旨の文書を発出しているの、それを指している。
- ・また、一宮市では、任意の会議体として23協議会の会長を構成員とした「一宮市民生・児童委員会長連絡協議会」を年4回（4月、5月、9月、12月）開催しているが、4月と9月の会議の場で、費用弁償費の支払いについて、協議会での説明と同様の説明を、前もって各会長に行っている。
- ・欠席などで委員の印が貰えないときは、会長等をお願いして、後日印を押してもらい、市役所に届けてもらっている。
- ・領収書の「交付年月日」の日付は、市の資金前渡金口座から各協議会の指定口座に振り込んだ日で整理している。押印した日付ではない。

(5) 費用弁償費の領収書を市が修正したことについて

- ・領収書の様式は、尾張福祉相談センターから一宮市への通知の際に、様式として添付されているので、それを用いている。
- ・修正した領収書は平成28年度の上期5枚、10～11月分3枚の計8枚（注：尾張福祉相談センターで領収書原本を確認したところ平成28年度の上期5枚、10～11月分4枚の計9枚であった。）であったと思う。
- ・一旦、県に領収書を出したが、県から修正するよう言われたようだ。電話でのやり取りは残っていないが、当時のメモで、尾張福祉相談センターから日付を修正するように指示が書かれたものが残っている。
- ・月1回しか委員が集まる機会がなく、県への提出期限（支払後7日以内）もあるので、市で修正することになったのではないか。

(6) 民生委員協議会の会計帳簿の提出について

- ・県から活動費交付金が協議会に対して支払われる（活動費用弁償費とは別の制度）ので、それに対する報告書として、活動費交付金の実績報告をしている。あくまで活動費交付金に関する書類なので、活動費交付金関係を抽出して書類を作成していると思われる協議会、全体の帳簿をそのまま提出している協議会など、書類の形式は様々である。

(7) 事実証明書として添付された■■■■氏から市・県等への文書について

- ・■■■■氏は、■■■■辞めた後に市役所や大志連区の会長の自宅に何度も来ている。文書が出された前にもやり取りが様々あった。市としては中に入って、どうこうするのは難しい。事態を見守るしかない。

(8) 請求人の主張に対する意見、見解

- ・請求人の主張（数字は措置請求書の番号に対応）については、
 - 1～4（領収書関係）確かに市が作成した資料である。
 - 5（支払金額の相違）要綱に定められた額を渡している。違うことはない。
 - 6～7（委員個々に支払がない）会長が各委員の了解を得て行っていること。
- ・領収書は有効だと思う。
- ・市から情報公開請求で領収書の写しを入手した際には、「摘要欄がない、宛先がない」ということをしきりに言っていた。

30地福第966号
平成30年9月11日

各福祉相談センター長 殿

健康福祉部長

民生委員・児童委員活動費用弁償費の支払手続きの改善について（依頼）

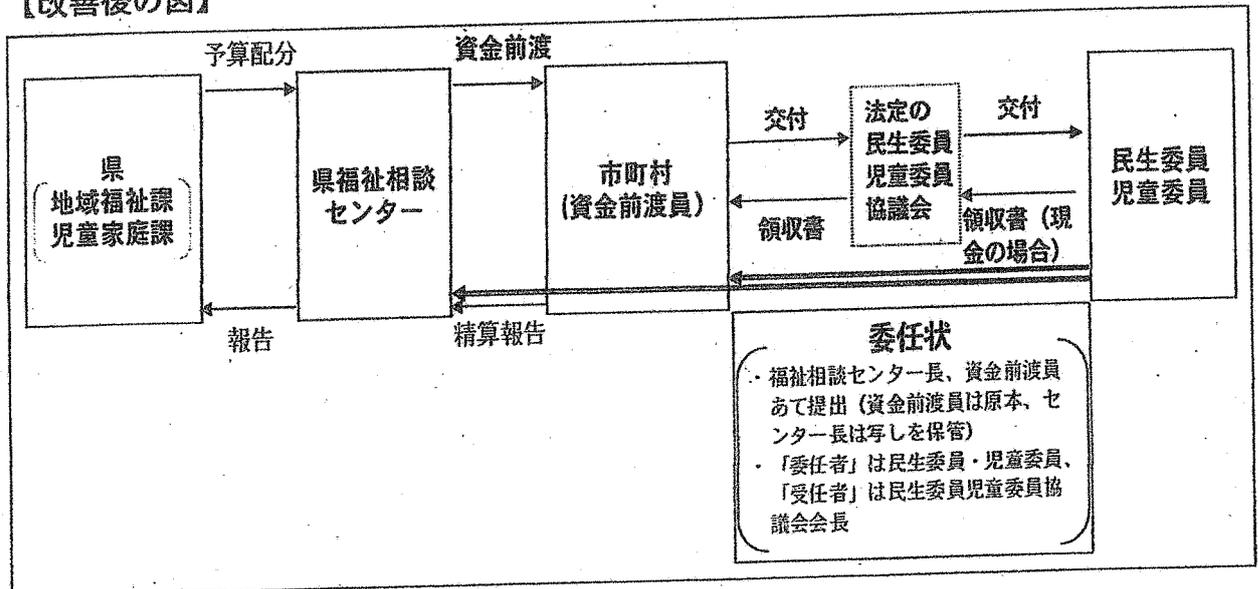
平成30年9月3日に愛知県監査委員から公表された、民生委員・児童委員活動費用弁償費に関する住民監査請求の監査結果につきましては、別添のとおり棄却されたところですが、監査委員からは、県に対して、疑義のない交付手続きを速やかに検討するよう要望が付されました。

健康福祉部としては、改善すべきと判断した内容を別紙1のとおりとしましたので、各福祉相談センターにおきましては、改善を必要とする市町村に対し、平成30年度上半期交付分から速やかに改善策に取り組んでいただくよう依頼をお願いします。

なお、別紙2につきましては、平成30年11月9日（金）までに、下記担当までご提出をお願いいたします。

担 当 地域福祉課民間福祉活動支援グループ（福永）
電 話 052-954-6262
メールアドレス chiikifukushi@pref.aichi.lg.jp

【改善後の図】



民生委員・児童委員活動費用弁償費の支払手続きの改善方法等

1 改善すべきと判断した内容

- ① 資金前渡員（市町村職員）が、法定の民生委員児童委員協議会を通じて、民生委員・児童委員に弁償費を交付
- ② 民生委員児童委員協議会会長が、弁償費から会費等を控除して残額を民生委員・児童委員に交付（活動費用弁償費領収書の交付額は満額を記載）
- ③ 活動費用弁償費領収書の交付日について、実際の民生委員・児童委員への交付日と相違する日にちを記載

2 改善時期

上半期（4～9月分）の支払時期（概ね10月上旬～中旬頃）から

3 改善方法

(1) 1の①に対する改善

⇒ 民生委員・児童委員は、福祉相談センター長及び資金前渡員あてに、民生委員児童委員協議会会長に弁償費の受領及び交付に関する権限を委任する「委任状」（様式例は別紙参照）を提出する（資金前渡員は原本を、福祉相談センター長は写しを保管）。

受任者である民生委員児童委員協議会会長は、資金前渡員から弁償費を受領した時は、「領収書」（様式例は別紙参照）を資金前渡員あてに提出する。

また、同受任者は、民生委員・児童委員の活動費用弁償費領収書も資金前渡員あてに提出する（振込の場合は除く）。

なお、資金前渡員が法定の民生委員児童委員協議会以外を通じて、民生委員・児童委員に弁償費を交付している場合は、上記改善案を踏まえ法定の民生委員児童委員協議会を通じて交付することに改める。

※委任状の提出時期：資金前渡員が民生委員児童委員協議会会長に弁償費を渡す前

(2) 1の②に対する改善

⇒ 受任者である民生委員児童委員協議会会長は、手続きの透明性を確保するため、「愛知県民生委員・児童委員活動費用弁償費交付要綱」に定められた金額を民生委員・児童委員に交付する。

その後、民生委員・児童委員の同意を得て、同委員より会費等を徴収する。

(3) 1の③に対する改善

⇒ 民生委員・児童委員が実際に弁償費を受領した日にちを記載する。

4 その他事項

- 資金前渡員は現金出納簿に未記入のないようにすること。
- 資金前渡員は、現金出納簿及び資金前渡員口座の通帳の写しを精算報告時に各福祉相談センター長あて提出すること。

民生委員・児童委員活動費用弁償費 受領書(平成 年 月から平成 年 月分)

記入例

市町・地区名 ○○○ 市 △△△ 地区

愛知県尾張福祉相談センター資金前渡員

○○○ 市 ○○○ 部 ○○○課長 様

No	民生・児童委員氏名	受領金額(円)			受領年月日	受領印	備考
		民生委員分	児童委員分	計			
1				0			
2				0			
3							
4				0			
改正前の領収書 民生委員・児童委員活動費用弁償費 領収書 ①市町名							
6	② 民生・児童委員氏名		③ 交付年月日	④ 交 付 額			⑤ 受領印
7				民生委員分	児童委員分	計	
8							
9							
10							
11	⑥計						
12							
13						0	
14						0	
15						0	
						0	
		計	0	0	0	0	

ここに入力すると、
児童委員分と計にも
自動入力されます

実際に弁償費を受領した日をゴム印
若しくは手書きにて記入してください

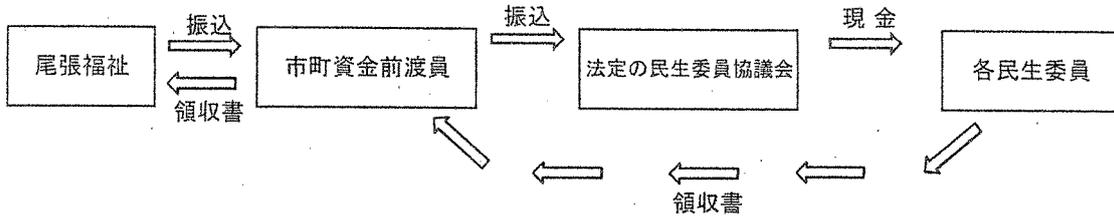
市 町 名： 一宮市

担当部課： 福祉部生活福祉課

担当者名： 山 崎

連絡先： 0586-28-9016 (ダイヤルイン)

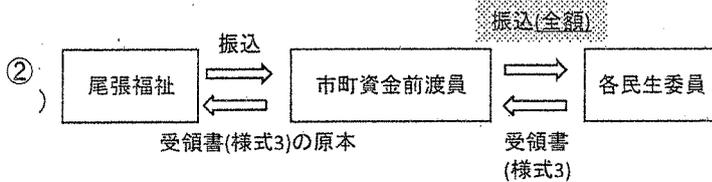
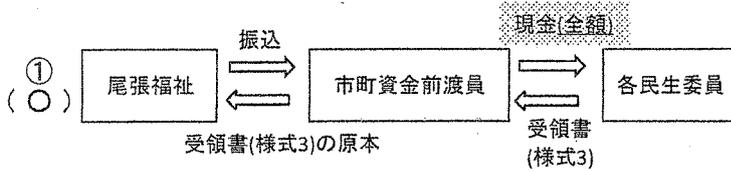
1 貴市町では、平成29年度まで各民生・児童委員に弁償費を交付する場合、どのような手続きを取られていましたか。次の2に準じて図示してください。



2 当センターでは、住民監査請求の監査結果から平成30年度の上半期以降の支払いについては、次のいずれかの手続きで対応することとしていますが、貴市町では、どのような手続きを選択されますか。

該当するものの()内に○を記入してください。

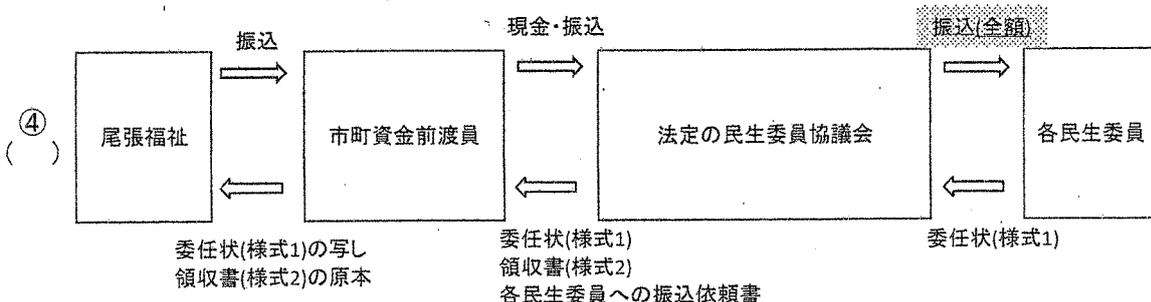
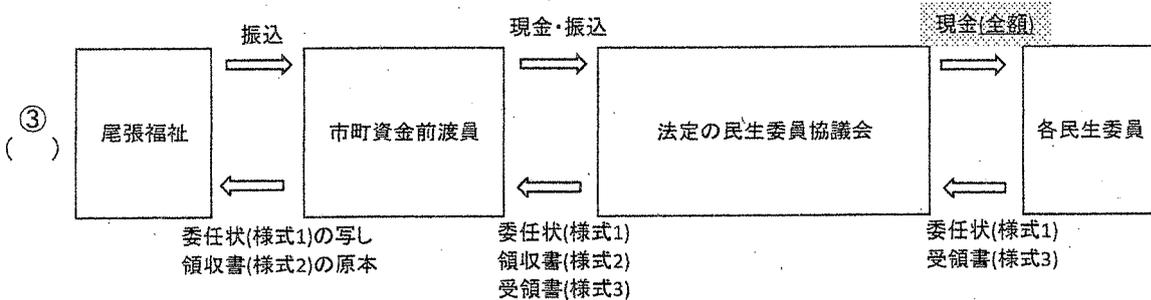
なお、原則は①又は②の手続きを選択し、③又は④の選択はやむを得ない理由がある場合とを考えてください。また、委任状の提出を認めない民生委員の存在する可能性を考慮せず、市町としての方針を記入してください。



*備考

平成30年度
 上半期分支払い 12月予定
 下半期分支払い 平成31年4月予定
 平成31年度以降(予定)
 上半期分支払い 当該年度10月
 下半期分支払い 当該年度の翌年度4月

・約1,500万円もの現金を庁外に持ち出すことになるため、トラブルが発生した場合を考慮して保険の措置をお願いします。



※ 各民生委員へは、手続きの透明性を確保するため、研修費や資料などの共益的な経費を控除することなく、交付要綱に定められた金額を全額支払ってください。
 共益的な経費が必要な場合は、全額支払った後に各委員の同意を得て、徴収してください。

半田元県議政務活動費住民訴訟

ついに結審 判決は2月28日(木)

名古屋市民オンブズマンは、半田晃士・元愛知県議に支給された政務活動費のうち、個人への委託料938万円とオーストラリア視察代約30万円の返還を求める住

民訴訟は、19/2/28(木)10時に名古屋地裁1102号法廷で判決が言い渡されます。

個人への高額な委託が許されるのか。「元資料を廃棄した」は許

されるのか。「ネットのコピペ」ばかりの報告書はありか。議員引退直前の海外視察はありか。

判決に注目したいです。

名古屋でIRカジノ？

市長 業者とのヒアリング非公開

三重県知事・桑名市長との

電話でのやりとり 不存在

「幹部会」議事概要作成しておらず

18/7/30に河村たかし名古屋市長は定例会見で、IR誘致についての勉強会を立ち上げる方針を示しました。

18/11/12定例記者会見で、市長はコンサルタント5社から非公開でヒアリングをしたと明らかにしました。

・当該ヒアリングは非公式・非公開という条件のもと、相手方の了解を得て実施されたものであり、その内容を公開することにより、相手方との信頼関係が損なわれ、今後市政への協力を得られなくなり、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

礼の無い様にさせていただいた」と河村市長は述べましたが、立地自治体である三重県知事は「電話があったが、『議論に出てくるということ』を承知しておいてほしい」ということだった。一緒にやろうということだとは受け止めていない」とした上で、候補に挙げられたこと自体、驚きをもって受け止めている。」と述べたと報道されました。桑名市長は「驚いている。IRについて考えていなかったの、今後調査研究をしていきたい」とコメントしたと報道されました。

ナガシマスパーランドを運営する長島観光開発は「初めて聞く話で驚いている」とコメントしたと報道されました。

市長 業者ヒアリング内容 全面非公開

名古屋市民オンブズマンが、業者ヒアリングの際の内容がわかるものを情報公開請求しましたが、以下理由で全面非公開でした。

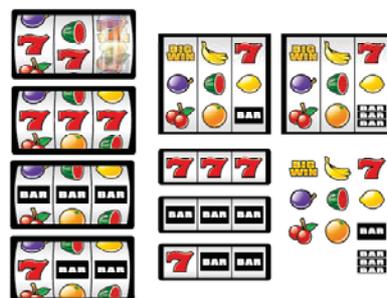
・未確定の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれ

・IRについては国がまだ実施方針を示しておらず相手方法人としても正式に方針を決定していないなかで聴取した内容を公にすると相手方法人の今後の事業運営に支障を及ぼすおそれ

市長 候補地にいきなり三重・ナガシマ周辺をあげる

18/11/26河村たかし・名古屋市長定例記者会見中、統合型リゾート(IR)候補地として、これまであげてきた名古屋駅周辺・名古屋港周辺のほかに、三重県桑名市にあるナガシマスパーランド周辺をいきなりあげました。

河村市長は、「名古屋駅から30分以内の場所」がよいと述べ、「あおなみ線延伸を西に行くという案もある」といきなり述べました。地元の2自治体に対して、「失



市 三重県庁・桑名市 市に行って『申し訳 なかった』記載

名古屋市観光文化交流局観光交流部MICE推進室長が18/11/28に三重県に、18/12/3に桑名市に説明に行った際の復命書を名古屋市民オンブズマンが情報公開請求したところ、「説明と併せ、事務方として、26日の市長会見の前に事前連絡・説明ができなかったことについて申し訳なかったとお伝えした」と記載されていたことが判明しました。

市長「三重県庁・桑名市に謝りに行っ てない」

にもかかわらず、18/12/10河村たかし名古屋市長定例記者会見では、「質問が出ると行かんけど、なんか謝りに行ったっていうけど、謝りになんか行ってませんよ。どのマスコミが書いたか知りませんが。三重県に。どういうことだったか報告してちょうって行って報告に行った。本人にちゃんと聞いてちょうだいよ。」と述べています。

市長が三重県知事・桑名市長・木曾岬町 長への電話記録・ 内容不存在

18/12/10河村たかし名古屋市長定例記者会見で、記者から「三重県知事なり桑名市長、木曾岬町長にですね、いつ電話したか確認したい」と問われ、「18/11/26の定例記者会見の前に電話した。」とし、その後「そうです、2回ほどは話しておりました。直接携帯電話で。」と述べました。

三重県知事・桑名市長への電

話の内容がわかるもの、通話履歴ならびに、木曾岬町長への公用携帯電話・私的携帯電話の内容がわかるもの・通話履歴を情報公開請求しましたが、いずれも不存在でした。

市長・局長級「幹部会」議事の概要作成 せず

18/11/26河村たかし・名古屋市長定例記者会見中、記者が「IRは職員の中でも適地がないし、愛知・三重の協力もわからないし、無理だろうという声が出ている。大規模展示場も難しくなりました。SLもそう。1000メートルタワー、名古屋城も止まっている。庁内の会議で、内部でもんで、できるようになってから発表するのが普通じゃないでしょうか」と質問したところ、河村市長は「庁内のそこそこの皆さんでは検討をちゃんとしようという事はみんなで了解してますよ」と述べました。

名古屋市民オンブズマンが、市長、副市長、局室の長、特定区長、教育長で構成する「幹部会」でなにを議論したのか、情報公開請求しようとした。

「幹部会規程」を入手したところ、「総務局総務課長は、幹部会の議事の概要を整理して保存しなければならない」とありました。

庁内会議の公表に関する指針には「会議終了後、速やかに、『庁内会議の会議の概要』を公表する」とあり、幹部会以外については公表されていましたが、幹部会については議事の概要は公表されていませんでした。

総務局総務課に問い合わせたところ、「平成21年から幹部会についてはマスコミに公開してきた。『会議の概要』については、指針に沿った概要が作成されていなかった。今後についてはしっかり作る」と述べました。

過去について質問したところ、「今年度については、概要をあらためて作成し、2018年中に市政情報室に提供したい」としました。

作成された「幹部会

の議事概要」審議の 概要は「各局長から 報告を行った」のみ

しかしながら、ようやく作成された庁内会議の会議の概要を読むと、審議の概要について「上記の議題について各局長から報告を行った」としか書かれておらず、幹部会でどのような議論がなされたのかは全くわからなくなっています。

しかも、18/11/26の庁内会議の会議の概要には、議題にIRについて書いておらず、果たして幹部会で議論が行われたのかどうかすら不明です。

過去に市長が文化庁を訪問した後の庁内会議の会議の概要を見ても、特に議題として名古屋城について議題として上がっておらず、幹部会でどのような議論がなされたのかは全くわからなくなっています。

IRカジノ 河村市長 の情報非公開を象徴

カジノについては、市民の間でも賛成・反対が分かれています。

業者からのみ一方的にヒアリングを行い、資料もヒアリングの内容も市民に公開することなく、しかも周辺区市町村長との議論、市の内部の議論すら公開することなく、市の方針を決定しようとするのが、今の河村たかし名古屋市長の姿勢です。



第1号様式（第3条、別表関係）

庁内会議の会議の概要

（平成30年12月14日作成）

会議の名称	幹部会
開催の日時	平成30年11月26日（月）午前9時00分～9時30分
開催の場所	特別会議室（市役所本庁舎2階）
議 題	<ul style="list-style-type: none">・「年末ジャンボ宝くじ」の臨時売場の設置について（財政局）・「迅速な救急搬送を目指した救急隊運用最適化の研究」への参加について（消防局）
出席者の役職名	市長、副市長、各局室長、中区長、中村区長、総務局企画調整監、市長室次長、総務局企画部長、総務局総務課長
審議の概要	上記の議題について各局長から報告を行った。
照 会 先	総務局総務課庶務係 ※報告事項内容の詳細に関するお問い合わせは、各報告事項の担当所属へお問い合わせいただきますようお願いいたします。
そ の 他	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

あおなみ線を延伸？

河村市長「中部空港まで延伸

可能か調査組織を立ち上げたい」

18/9/21名古屋市議会本会議で、渡辺義郎市議(自民)の質問に対し、河村たかし名古屋市長は「あおなみ線を中部空港まで延ばせるか調査する組織を来年度立ち上げたい」と答弁しました。

あおなみ線 初年度 需要予測の27%のみ

名古屋市が当初56.5%出資して設立した第三セクターであるあおなみ線(名古屋臨海高速鉄道株式会社)は2004年度に開業しましたが、開業時の需要予測1日当たり66,000人に対して実際の乗車人員が約18,000人と、予測の約27%にしかすぎず、その後徐々に乗客は増えているとはいえ、2015年度で34,911人と当初の計画にははるかに及びません。

なお、あおなみ線の1日当たりの輸送人員実績は以下となっています。

2004年度	18,226
2005年度	24,164
2015年度	34,911

中部空港 需要ピークは2005年

中部国際空港は2005年度の開業時が旅客数ピーク(1235万人)で、現在持ち直しているもののピーク時には及びません。

河村市長は「名古屋からセントレアへのアクセスをちゃんとするのは重要で、まず検討する組織を立ち上げたい」としました。

ただ、あおなみ線終着駅の金城ふ頭から、名鉄新舞子駅まで橋かトンネルでつなぐとなると数百

億円の費用が見込まれます。過去、1990年代、2004年に名古屋市が延伸試算をするも、とても採算が合わない結論づけたと言います。

名鉄会長「中部空港滑走路2本になっても十分運べる」

しかも、新舞子駅からは名鉄を利用することになりますが、名鉄としては18/9/22中日新聞の取材に対し「本件は、当社としては関知しておりません」とコメントしました。

18/9/27読売新聞によれば、山本亜土・名鉄会長は「すごいカネを使ってあそこまで海底トンネルを掘ってやる必要があるのか。名鉄常滑線の輸送力は、(空港の)滑走路が2本になって発着が増えでも十分に運べる。中部空港駅にはホームが4本あるが、今3本しか使っていない。」と否定的な見方をした上で、「名鉄には(市から)何の問い合わせもない」と不快感を示しました。

2003年調査「中部空港延伸は約700億円」

名古屋市民オンブズマンは、2003年度に発表した、あおなみ線を中部国際空港に延伸した際の事業費と需要予測を情報公開請求して開示されました。

・平成15年度中部国際空港に関する地域整備等調査におけるあ

おなみ線延伸の事業費

・平成15年度中部国際空港に関する地域整備等調査における需要予測

上記によれば、金城ふ頭-国際空港までの概算建設費は以下です。

- 1) 名鉄常滑線乗入れ案
約700億円
- 2) 陸上ルート 約1300億円
- 3) 海上ルート 約1900億円

また、名古屋駅-中部国際空港までの需要予測は以下となっています。

アクセス整備方策需要値	西名古屋港線鉄道事業申請の需要値
2005年	58,000 44,000
2015年	81,600 62,000
2018年	88,680 67,400
2025年	105,200 80,000

なお、開示された資料からは、金城ふ頭から西進してナガシマスパーランドに行く、という案は見当たりませんでした。

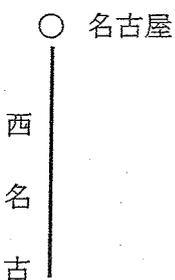
また市長の思いつき

以前検討され、何回も頓挫したあおなみ線中部空港延伸案をいまごろ河村市長が再度提案するのは全く理解できません。

約700億円あれば他に何が出来るのか。そもそも中部空港アクセスとして競合する名鉄の協力が得られるとはとても思えないので、現実がありません。

また河村市長のいつもの思いつきをぶち上げたのではないかと、また関係各所と調整がつかず頓挫するのではないかと、職員が疲弊するだけなのではないかということに危惧します。

① 名鉄常滑線乗入れ案

主な経由地点	構造形式	区間延長 km	概算建設費 億円	備 考
 <p>○ 名古屋</p> <p>西 名 古 屋 港</p> <p>○ 稲永</p>	高架 (複線)	約11	約 950 (車両は除く。)	既設線の旅客線化
<p>○ 金城ふ頭</p>		約 4		既設線の旅客線化の延伸
<p>名古屋港南3区 (名古屋臨海鉄道知多駅付近)</p>	シールド (単線)	約 7	約 700	トンネルは約6km
<p>○ 長浦・日長間</p> <p>名鉄常滑線</p>	地平 (単線)	約 3		臨海鉄道の利用
<p>○ 常滑駅付近</p>	地平 (複線)	約 9	(約 100)	名鉄常滑線へ乗入
<p>○ 国際空港</p>	高架 (複線)	約 5	(約 800)	連絡橋部分は道路との併設橋を想定

消防デジタル無線談合

沖電気「仕様書に『沖電気製を 納入すべき』とあった」

「代理店等」と契約した岐阜県内6消防本部ならびに尾三消防組合に対する消防デジタル無線談合の住民訴訟を岐阜地裁・名古屋地裁に提訴しました。現在非公開で行う進行協議で協議を続けています。

自治体によって 対応が分かれる

山口市・下呂市は談合業者と特約店、岐阜市は談合業者に損害賠償請求しました。しかし、いずれも支払いに応じていません

一方、中津川市・揖斐郡は原告側と争う構えです。中濃と尾三は対応を検討中です。

沖電気「仕様書に

沖電気製と定められていた」

参加人の沖電気側は準備書面で「『既設の沖電気製システムと接続し、有機的に動作できること』とあり、他の業者において開発を行うためには相応の時間・費用が必要となるため、事実上沖電気及び同社製品の取扱いに習熟した業者以外は入札を見送ることが予想されていた」「排除措置命令記載の合意があったとしても、沖電気から代理店等への納入価格を左右するものではなく、当然入札価格にも影響はなかった」と主張しました。

中央電子光学「談

合の合意を知らなかった」

本件「代理店等」で、実際に各消防本部と契約をした中央電子光学は準備書面で「公取が課徴金納付命令を出すまで、この合意を全く知らず、知る余地もなかった」「本件5社が調整していたことも全く知らなかった」「独自に入札価格を決定している」と主張しました。

原告は今後談合の 事実を主張

原告側は、今後談合の事実を立証していきます。

全国大会は9/28（土）29（日）岐阜で開催

日時：2019年9月28日（土）13時～29日（日）12時

場所：岐阜市じゅうろくプラザ（岐阜駅直結）

テーマ：町内会などを検討中

詳細は決まり次第全国市民オンブズマン連絡会議のホームページに掲載します。

<https://www.ombudsman.jp/>

日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ

2019年1月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
1	31	木	11.:00-	尾三消防組合デジタル無線談合住民訴訟 弁論準備(非公開)	名古屋地裁
2	19	火	10:30-	尾三消防組合デジタル無線談合住民訴訟 弁論準備(非公開)	岐阜地裁
2	20	水	10:15-	一宮市民生委員費用弁償住民訴訟弁論	名古屋地裁 1102号法廷
2	28	木	10:00	半田元県議政務活動費住民訴訟判決	名古屋地裁1102号法廷

*第1火曜日ごろ 午前11時～例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。
☆カンパ大募集中！ 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」